

10月は
いじめ防止
強化月間

一緒に考えてみませんか、 いじめのこと。

市では、旭川市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、地域社会全体でいじめ防止の取組みを推進しています。今年度から10月を「いじめ防止強化月間」として、いじめ防止への市民の理解と関心を高めることを目的に広報・啓発活動を行うとともに、学校や地域活動団体、関係機関等と連携しながら様々な取組みを展開しています。

【詳細】いじめ防止対策推進課 76・5523

「いじめ」についての 正しい知識を身につけ、 適切に対応しましょう！



- ✓ クラスメイトから「キモい」と言われて苦しかった
- ✓ 仲間のグループチャットから外されてショックを受けた
- ✓ 友達にSNSで勝手に顔写真を載せられて嫌だった

➡ **これらは全ていじめです！！**

「いじめ」の 3 要件

- ① 「一定の人間関係」がある
- ② 心理的、物理的な「行為」がある
- ③ 被害者が「心身の苦痛」を感じている

➡ **された側が「嫌だ」と感じているば
全て「いじめ」となります**

「いじめ」を見つけたらどうする？

市民の役割として、児童生徒がいじめを受けているときや、いじめを受けていると思われるときは、市や学校などに相談・通報するよう市の条例で定めています。

➡ **相談・通報先は12ページに掲載**

いじめ防止市民フォーラム

とき 10/27(日)14:00~16:00

ところ 大雪クリスタルホール
(神楽3の7) ※無料駐車場あり。

定員 50人

申込 10/23(木)までに右の申込フォーム
またはいじめ防止対策推進課 76・5523



演題 **いじめ防止のために
地域の大人ができる
こと**

講師 **スタンドバイ代表取締役
谷山大三郎さん**



演題 **生徒が自ら考え実践するいじめ防止
の取組み**

発表 **東光中学校
生徒会の皆さん**



いじめ防止対策出前講座

市民の皆さんがいじめに関する知識や
対応方法を学び、日頃の活動にお役立て
いただくため出前講座を行っています。



学校と関係機関の連携によるいじめ防止の取組み

出前授業



漫画や動画などを使って、「いじめ」と「いじり」の違いや、目撃した生徒がいじめを止める行動を取れるようになるための授業を実施しています。

人権教育プログラム



市立小中学校で、様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラムをワークショップ形式で実施しています。

非行防止教室



市立小・中学校で、警察と連携しSNS等のインターネット上のいじめを未然に防止するための授業を実施しています。